

泉大津市リビングラボ推進事業者募集要項

1 目的

泉大津市ではこれまで「官民連携」「市民共創」の理念のもと様々な取組みを展開し、「教育」「健康」「環境」といった様々な分野で、公園や学校・就学前施設などのフィールドの提供や市民モニターの募集などを通じて、共創パートナーとして民間事業者、大学、NPO等（以下「民間事業者等」という。）と一緒に市をリビングラボとして実証実験を行い、社会課題の解決につながる取組みの創出を目指している。

その一環として、泉大津市が抱える社会課題の解決につながる事業に対して費用の一部を支援する「泉大津市リビングラボ推進事業補助金」を設け、泉大津市が策定した具体的な課題を解決し、民間事業者等ならではの創意工夫あふれる事業提案を幅広く募集する。

本要項は、泉大津市リビングラボ推進事業者（以下「選定事業者」という。）の選定にあたり、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 募集事業

(1) 事業の要件

以下のすべての要件を満たす事業とする。

- ア 公益性が高いこと。
- イ 泉大津市の行政課題の解決に資すること。
- ウ 今年度末までに具体的な成果を期待できること。
- エ 事業計画及び事業費の収支計画が適正であること。

(2) 募集提案数

1 提案

(3) 課題内容

泉大津市がもつ課題の解決につながる提案を募集する。（同一の事業者が複数の提案をすることもできる。）

課題	本市では、人間が持つ身体機能や認知機能、能力、技量、才能、免疫機能などの“健康”と“自然が本来持つ力”を広く「アビリティ」と捉え、これらを伸ばすとともに、泉大津市民としてまちへの愛着と誇りを持つシビックプライドの醸成を図り、都市ブランドとしての『アビリティタウン』の実現を目指している。これを実現するため、持続可能な社会をつくるうえで欠かせない「健康」「環境」「教育」の3分野における新たな取組みを積極的に行い、その成果を全国に発信している。 課題は、これをさらに加速させるため、市民とともにアビリティを伸ばすための「教育」や「健康」（身体機能、認知機能、能力、技量、才能、免疫機能など）、「環境」（カーボンニュートラルの実現等）の回復・向上が期待できる取組みの創出である。
----	---

市が募集する提案例	募集提案数	補助金上限
アビリティを伸ばすための教育や、健康増進・機能回復、カーボンニュートラルの実現等に効果があるとされながらも科学的な立証に至っていない（国内における事例が少ない）が、今後成長・発展が期待される技術・サービス・製品などのソリューションの提供	1 提案	1 提案につき 200 万円

3 スケジュール

- | | |
|--|----------------------------|
| (1) 募集要項公表日 | 令和 8 年 7 月 1 日（水） |
| (2) 質疑書受付期限 | 令和 8 年 7 月 15 日（水）正午まで |
| (3) 質疑回答 | 令和 8 年 7 月 17 日（金） |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和 8 年 7 月 22 日（水）午後 5 時まで |
| (5) 参加資格可否通知 | 令和 8 年 7 月 24 日（金） |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和 8 年 8 月 14 日（金）午後 5 時まで |
| (7) 辞退届提出期限 | 令和 8 年 8 月 14 日（金）午後 5 時まで |
| (8) 1 次審査（事前書類審査） | 令和 8 年 8 月 19 日（水） |
| (9) 1 次審査結果通知及び 2 次審査（プレゼンテーション審査）実施通知 | 令和 8 年 8 月 21 日（金） |
| (10) プレゼンテーション審査 | 令和 8 年 8 月 25 日（火）【予定】 |
| (11) 選定結果通知・公表 | 令和 8 年 8 月 28 日（金）【予定】 |
| (12) 協定締結日 | 令和 8 年 9 月中【予定】 |
| (13) 選定事業者による事業の遂行 | 協定締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで |

4 採択事業に関する市の支援

(1) 事業費の負担

選定委員会において選定された事業者に対し、今年度、事業の遂行に直接的にかかる費用の一部又は全部を市が補助する。

ア 補助金額は、事業者として決定された日以降において、事業の遂行に直接的にかかる経費の全額又は 200 万円のいずれか低い額を限度とする。

イ 補助金については別途市が定める「泉大津市リビングラボ推進事業補助金交付要綱」に基づき交付する。

ウ 補助金の交付の根拠となる資料（レシート等）は令和 13 年度末まで保管するものとする。（申請内容に疑義が生じた際などに提出を求める場合がある。）

(2) 事業実現に向けた支援

市は当該事業を実施するにあたり、関係機関との協議・調整にかかる窓口紹介や相談等の支援を行うものとする。

(3) 広報支援

市は当該事業に対し、市の媒体を活用した広報支援を行うものとする。

5 応募（参加）資格

応募（参加）の資格を有する者は、次の項目全てを満たすものとする。

- (1) 提案事業者の構成員が事業に必要な免許又は資格を備えていること。
 - (2) 応募時点で次のいずれにも該当しない団体等であること。
 - ア 次の各号に該当する者が代表者及び役員となっている団体等
 - (ア) 破産者で復権を得ない者
 - (イ) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (ウ) 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなるまでの者
 - (エ) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (オ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である団体等
 - ウ 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は市税を、滞納又は未申告である団体等
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体等
 - オ 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止を受けている団体等
 - (3) 提案内容の公表の時期や範囲等に関して、市との協議のうえ、必要な協力・調整ができること。
 - (4) 泉大津市が設置する選定委員会において、提案内容についてプレゼンテーションを行い、提案内容の説明や質疑応答ができること。
- ※ 上記応募条件を満たさない応募者の提案は審査の対象としない。また、選定後に上記条件を満たさないことが判明した場合、選定を取り消すものとする。また、選定の取り消しがあった場合には、選定委員会の審査により6割の点数（基準点）以上を得点したが、落選となった提案事業者の中から、繰り上げ補充により選定する場合がある。

6 参加表明

- (1) 提出書類 参加表明書（様式1号）、申請団体概要書（様式2号）
- (2) 提出方法 事務局へ電子メールで送信すること。

7 質疑及び回答

- (1) 提出書類 質疑書（様式3号）
 - (2) 提出方法 事務局へ電子メールで送信すること。
 - (3) 回答方法 泉大津市ホームページにて公表する。
- ※ 評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。
- ※ 電話や窓口など口頭での質問は受け付けない。

8 参加資格可否通知

- (1) 審査内容 指定した提出物の提出状況確認審査（事務局による形式審査）
- (2) 通知方法 様式1号の連絡先に電子メールにて通知

9 企画提案

- (1) 提出場所 泉大津市役所 4 階・成長戦略課
- (2) 提出書類 ア 企画提案書（様式 6 号、様式 7-1 号～7-7 号）
イ 参考資料（自由様式）
ウ 応募申込書兼誓約書（様式 4 号）
ア・イについて、各 7 部（正本 1 部、副本 6 部）
- (3) 提出方法 持参又は郵送【郵送の場合：令和 8 年 8 月 14 日（金）必着】
- (4) 内 容 等

ア 審査基準を踏まえて企画提案書を提出すること。

本募集につき、選定委員会において選定された際には、企画提案書にて記載した事項について履行責務が発生する。従って、このことを認識したうえで企画提案書を作成すること。
イ 提出書類規格等は、次のとおりとすること。

（ア） A 4 刷両面カラー（文字サイズ 12 ポイント程度）20 ページ以内（表紙や目次を除く）を原則とする。）

（イ） 正本の部数は、1 部とし表紙（様式 6 号）を添付した上で綴じること。

（ウ） 副本の部数は、6 部とし表紙（様式 6 号）を添付しないで綴じること。

（エ） 副本 6 部については、会社名称、所在地、代表者、ロゴマークなど企業名が特定できる情報は記載しないこと。

（オ） 動画等のデータは USB もしくは DVD-R で提出すること。

ウ 提案内容が次の各号のいずれにも該当しないこと。

（ア） 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの。

（イ） 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的・宗教的教育を目的とするもの。

（ウ） 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの。

（エ） その他提案事業としてふさわしくないもの。

10 辞退

参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式 5 号）を期限までに事務局に提出するものとする。

11 書類審査

- (1) 1 次審査（事前書類審査）の実施

事前書類による 1 次審査を実施し、プレゼンテーション審査に参加する 3 者を選定する。
ただし、企画提案者が 4 者未満の場合は 1 次審査を行わない。

ア 審査方法

（ア） 別紙審査票の審査基準のとおり審査する。

なお、企画提案者が 4 者未満であることから 1 次審査を実施しなかった場合は、2 次審査において 1 次審査及び 2 次審査の審査項目を併せて審査する。

（イ） 1 次審査の合計点の高い上位 3 者を 2 次審査の対象者とする。

なお、合計点が同点の場合は、次の順で優位に評価するものとする。

1. 審査項目【公益性・課題解決性】の得点が高い者
2. 審査項目【事業計画の妥当性】の得点が高い者
3. 審査項目【実施体制】の得点が高い者

イ 審査結果の通知

令和8年8月21日（金）に参加表明書（様式1号）に記載された担当者のメールアドレスに電子メールで通知する。

12 プレゼンテーション審査

(1) 実施日 令和8年8月25日（火）【予定】

※詳細については、令和8年8月21日（金）に通知する。

なお、1次審査において、2次審査対象に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と順位を参加表明書（様式1号）に記載された担当者のメールアドレスに電子メールで通知する。

(2) 実施場所 オンラインにて実施

(3) 実施要領

実施について次のとおりとする。なお、参加有資格者が1者の場合であっても本審査を実施するものとする。

ア 概ねプレゼンテーション所要時間は15分とし、質疑応答は15分程度とする。

イ 使用する資料は企画提案書に添付した資料のみとする。企画提案追加資料の提出は認めない。

ウ プレゼンテーションで動画やパワーポイント等を使用する場合は、企画提案書の提出期限までに使用するデータを提出すること。事前に提出しない場合はプレゼンテーションでの使用を認めない。

エ プレゼンテーションへの参加は3名までとし、企画提案の主担当者がプレゼンテーションを行うこと。

オ プレゼンテーションへの参加者は、事業者名を表示した名札等（会社バッジを含む）の着用を禁止とし、会社名が特定できないような衣服、身の回りに配慮すること。

カ プレゼンテーション審査は非公開とする。

キ 企画提案書等の書類審査によりプレゼンテーションの参加を認めない場合がある。

(4) 審査方法

ア 企画提案書等に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙審査票の審査基準に基づいて評価し、審査の合計点数において、6割の点数（以下「基準点」という。）以上得点し、高い評価を得た上位1事業者を選定事業者として決定する。

イ 複数者において、審査の基準点を満たす合計点数が同点の場合、選定委員会において審議のうえ決定する。

ウ 参加有資格者が1者の場合は、審査の合計点数が基準点以上で選定事業者とする。

エ 審査の合計点数が基準点に満たない者は、選定事業者の対象とならない。

(5) 結果の公表及び通知

審査結果は応募者全員に通知し、決定した事業者名の公表を行う。

- ア 通知日 令和8年8月28日（金）【予定】
イ 公表日 令和8年8月28日（金）【予定】
ウ 通知方法 様式1号の連絡先に電子メールにて通知
※ 審査結果についての異議は認めない。
※ 電話や窓口などによる問い合わせは認めない。

13 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) [5 応募（参加）資格] の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合。
- (4) 企画提案に当たり著しく信義に反する行為が確認できた場合。
- (5) 企画提案者が、事業を実施することが困難と認められる状態が確認できた場合。

14 本事業の執行中止等

協定締結前にやむを得ない理由等により、本事業の執行が出来ないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。その場合において当該企画提案者は、企画提案等に要した経費を泉大津市に請求できない。

15 その他留意事項

(1) 募集要項の承諾

提案事業者は、応募申込書兼誓約書の提出をもって本募集要項の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなす。

(2) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案事業者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用するものとする。

(4) 提出期限

提出期限以降における参加表明書、企画提案書の差替え及び再提出は、認めないものとする。

(5) 辞退

企画提案書を提出期限までに提出しない場合又は企画提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案参加を辞退したものとみなす。

(6) 提案書等の取扱い

提案書その他提案事業者から提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、選定以外の目的には使用しないものとする。（但し、情報公開条例に基づく公開請求があった場合を除く。）

(7) 著作権

提案書の著作権は提案事業者に帰属する。但し、市は、審査結果の公表等、必要な範囲で提案書等を使用することができる。

(8) 秘密保持

本業務により知り得た事項は他に漏らさないものとする。また、事業実施にあたり、取得した情報等の取扱いについては、法律及びその他関係法令を厳守すること。

(9) 事業実施体制の構築

選定された場合、事業を速やかに開始し、市と協議のうえ必要な協力・調整ができる体制を構築すること。

(10) 業務報告

事業終了後において、報告書を提出すること。なお、事業実施中においても途中経過の業務報告を求める場合がある。

16 事務局（お問い合わせ先・書類提出先）

担 当 泉大津市 市長公室 成長戦略課
住 所 〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9-12
電話番号 0725-33-1131
E-mail senryaku@city.izumiotsu.osaka.jp